

令和6年度 美咲町立旭学園 部活動について

I 目標

- (1)共通の興味や関心をもつ生徒で組織し、自主的、自発的活動を通して個々の人格形成に役立てる。
- (2)上級生と下級生が、楽しく規律ある活動をし、心身の健全な育成を図る。
- (3)目標達成までの満足感や成就感を体験することで学校生活を充実させる。

2 R6年度の部活動

- (1)卓球部(男子・女子)、ソフトテニス部(男子・女子)

※個人エントリー可能種目は、中学校体育連盟・地域スポーツクラブ等に登録して公式大会に出場する。

(2)活動心得

- ①自らの意志で入部し、活動していることを自覚し行動する。
- ②顧問の指導・指示をよく聞き活動する。
- ③使用設備、用具等は大切に使用し、管理をしっかりとする。
- ④活動時間を守る。
- ⑤規則正しい生活を送り、体調を整えて活動に参加する。
- ⑥部活動を休む場合は必ず顧問に連絡をする。

(3)休養日及び活動時間について

- ①休養日 平日:水曜日
休日:土曜日曜のいずれか一日
- ②活動時間 平日:授業終了後～下校バス時刻
休日:3時間程度の活動

【下校バス時刻】

・4月～地区総体	17:30
・地区総体後～1学期末	17:05
・2学期初め～地区予選会	17:30
・地区予選会後～3月	17:05

(4)部活動への入部について

- ①入部手続きは毎年行うこととする。

ア)8、9年生の手続き

始業式後の顧問発表後、入部届に必要事項を記入し、担任を通じて顧問に提出する。

イ)7年生の手続き

体験入部を経て「入部届」に必要事項を記入し、担任を通じて顧問に提出する。

- ②転部・退部

ア)原則として1年間は転部・退部をすることなく、一生懸命取り組ませる。

イ)転部・退部をするときは、顧問、学級担任と相談した上で退部届を提出する。

転部の場合のみ、新たに加入する部活動の入部届を提出する。

※原則として中学校体育連盟主催または、後援の大会のみ、学校代表として参加する。

- | | |
|------------------|-------|
| ① 苫田・久米郡総合体育大会 | 5月中旬 |
| ② 美作地区総合体育大会 | 7月上旬 |
| ③ 県総合体育大会 | 7月下旬 |
| ④ 中国大会 | 8月上旬 |
| ⑤ 全国大会 | 8月中旬 |
| ⑥ 苫田・久米郡種目別選手権大会 | 9月下旬 |
| ⑦ 秋季美作地区予選会 | 10月上旬 |
| ⑧ 県秋季大会 | 11月上旬 |

(6) 部活動についての細則

- ① 部顧問教員の指導のもとで活動することを原則とする。
- ② 授業に関すること、学校行事、児童生徒会活動は部活動より優先するものとする。
- ③ 同時に2つの部に入部することはできない。
- ④ 各部の活動時間は、年度当初の職員会議で協議し、校長が承認する。
- ⑤ 各部とも部活動に使用する施設設備、用具等は正しく使用し、保管・管理しなければならない。
- ⑥ 定期考查の1週間前は、部活動は中止とする。
- ⑦ 長期休業中の部活動については別途指示する。
- ⑧ 水分補給用の飲料水について、休日練習・練習試合・各種大会及び長期休業中に限りスポーツドリンクを認める。
- ⑨ 部活動で集金があった場合、1時間目の授業が始まるまでに顧問に提出することとする。
- ⑩ 部活動で活動の様子がよくないとき、部活動停止となる場合もある。

(7) 9年生の部活動引退・引退後の活動について

- ① 県大会に出場しない部の9年生の活動については夏季休業前までとする。
部活動で参加する大会が夏季休業中にある場合、大会終了までとする。
- ② 郡種目別選手権や美作地区予選会、県大会前に限り、部活動顧問が練習相手のために、休日9年生を集めることができる。ただし、事前に提案する。
- ③ 高校受験において受験科目に実技がある生徒は、本人と保護者の申し出があった場合、9年担任・体育科の了承を得て、10月中旬から放課後に実技の練習を行うことができる。その際、7時間目の授業がある場合は授業を優先する。
- ④ スポーツ推薦で私立高校を合格した者、公立高校体育コース・体育科特別入試合格内定者の平日・休日の部活動参加は認めない。

3 部活動の運営

(1) 成立

- ① 団体種目は、試合に出場可能な生徒と顧問になる教師が組織できた場合に、職員会議で協議し、校長が承認する。出場可能な生徒とは各種目、試合を行う際の正式な人数とする。
- ② ①以外にも、校長が必要と認めた個人種目のもの。

次の場合の休部・廃部については、職員会議で協議し、校長が承認する。

①9年生引退後等、年度途中に、試合に出場可能な生徒が不在となったときは休部とする。

②休部状態になった翌年度も入部を募るが、入部がなかった場合、廃部とする。

4 運営のための組織

職員会議を中心として、各部活動の指導方針を話し合う。部によって著しい違いがないように連絡調整を行う。

- (1) 部活動に関わる物品の購入について
- (2) 練習試合等を含む対外試合について(スクールバス利用は2週間前までに教育委員会に申請)
- (3) 練習の方法や、時間及び生徒の意欲づけについて
- (4) 生徒指導に関わることについて
- (5) 外部指導者について

5 顧問としての注意事項

- (1) 施設設備の管理は最終的に顧問が施錠を含めて確認することとし、特に破損等があった場合は、副校长、教頭に連絡し指示を仰ぐ。
- (2) 技術指導のみにこだわることなく生徒を見守りながら学校生活全般についての指導を心がける。
- (3) 安全な下校を見届ける。
- (4) 部室の使用状況について気を配り、整理・整頓や清掃を自動的に行うよう指導し、部室内のトラブルの未然防止を心がける。
- (5) 部内生徒指導の必要が生じた場合は、副校长・教頭・生徒指導主事・部活動担当者に速やかに連絡し、統一した方針で指導する。
- (6) 夏季はWBGT(熱中症指数)測定器を用いる等、生徒の体調に留意して活動を行う。また、生徒保護者に対して注意喚起を行う。

6 その他

- (1) 保護者への連絡は文書のほか、うさぎメールも活用する。
- (2) 部費については4月に2500円を徴収し、その他必要に応じて対応する。
- (3) 地域スポーツクラブ等に所属している生徒が部活動に参加する場合は、大会参加の方法について顧問が保護者、生徒に確認をする。